

移住・定住等の促進について

令和2年8月5日
復興庁

目次

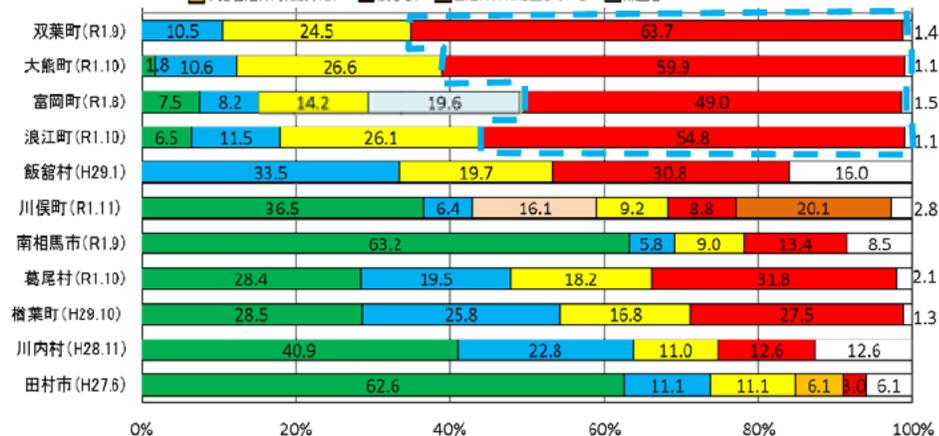
1. 移住・定住を促進する必要性(現状)
2. 移住・定住を促進する上での課題
3. 12市町村の強み
4. 改正福島特措法に基づく対応

1. 移住・定住を促進する必要性①（居住人口の増加）

- 12市町村の居住者数は、本年4月時点で、約1.4万人（住民基本台帳登録人口の約6.9万人の2割程度）。
- 住民帰還は徐々に進展しているものの、高齢者の割合が多く、若者や子育て世代等の帰還が進んでいない状況がみられる。
- 避難指示解除に時間を要した市町村では、「戻りたい」、「まだ判断がつかない」と回答した方々が3～4割程度となっている一方で、「戻らない」と回答した方々が5～6割程度いる。
- 居住人口の増加やまちの賑わいの再生を図るとともに、地方公共団体の行財政基盤の確保にも資するよう、帰還環境の整備に加え、復興・再生を支える新たな住民の移住・定住を促進することが必要。

○原子力被災自治体における住民意向調査

【凡例】 ■戻っている ■戻りたい ■戻りたいが戻れない ■同じ自治体内の他地区に転居している ■まだ判断がつかない
■同じ自治体内に戻りたい ■戻らない ■自治体外に転出している ■無回答



※「令和元年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果（概要）」（令和2年3月19日復興庁公表）を基に、凡例等を加工して作成。（楡葉町は平成29年度、飯館村・川内村は平成28年度、田村市は平成27年度の結果を使用。）

※（ ）内は調査実施時期

(参考) 移住希望地ランキングにおける福島県の動向

- ふるさと回帰支援センターの「移住希望地ランキング」では、2008年～2010年は3年連続で福島県が1位だった。
- しかし、原発事故後は順位が低迷し、2019年は12位となっている。

2010年

順位	都道府県名
1	福島県
2	長野県
3	千葉県
4	岩手県
5	山形県
6	茨城県
7	宮城県
8	山梨県
9	静岡県
10	宮崎県
11	北海道
12	秋田県
12	岐阜県
12	大分県
15	栃木県
15	福井県
17	鹿児島県
18	群馬県
18	和歌山県
20	富山県

2016年

順位	県名
1位	山梨県
2位	長野県
3位	静岡県
4位	広島県
5位	福岡県
6位	岡山県
7位	大分県
8位	新潟県
9位	長崎県
10位	宮崎県
11位	高知県
12位	栃木県
13位	鹿児島県
14位	愛媛県
15位	富山県
16位	神奈川県
17位	群馬県
18位	熊本県
19位	福島県
20位	秋田県

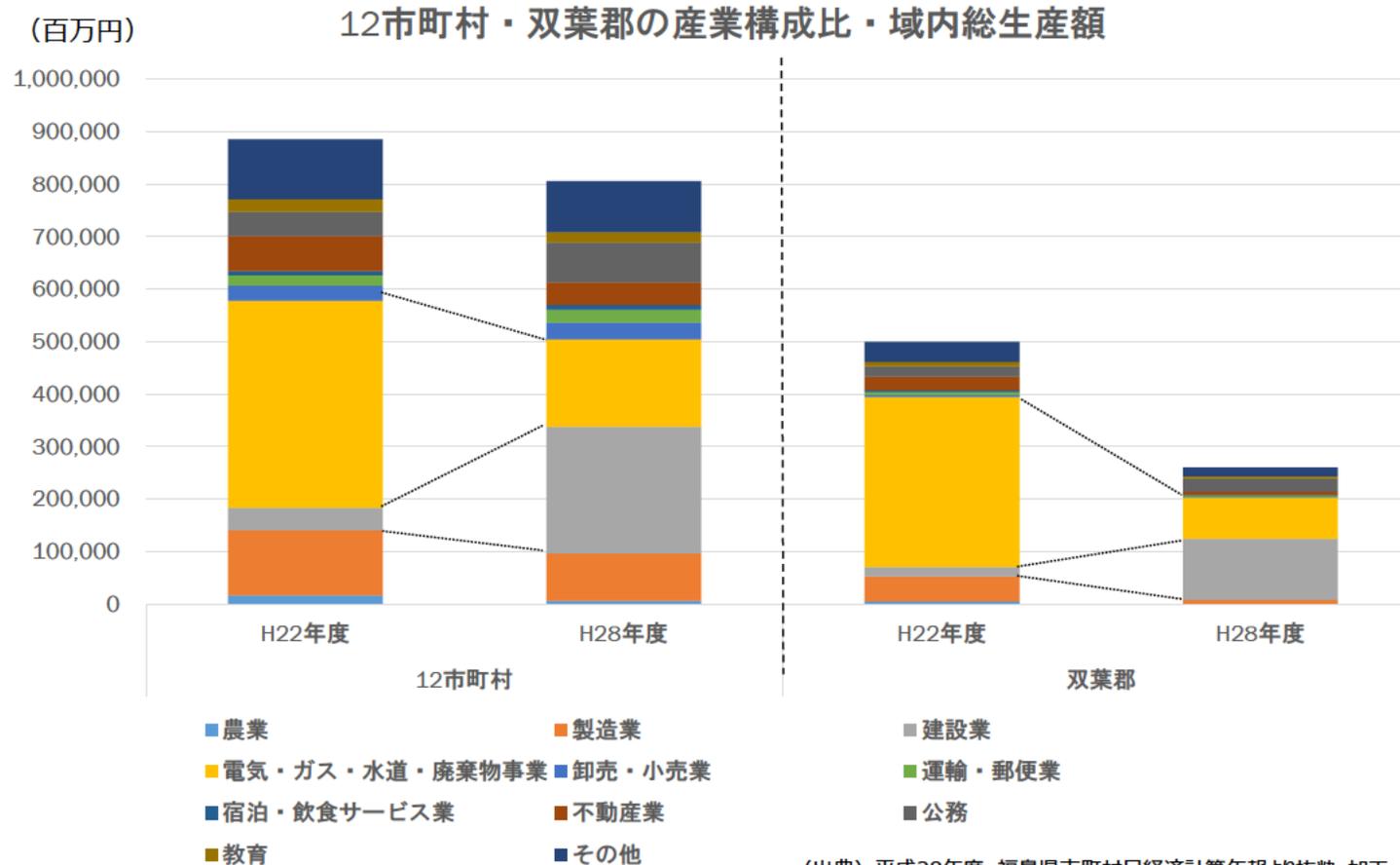
2019年

順位	県名
1位	長野県
2位	広島県
3位	静岡県
4位	北海道
5位	山梨県
6位	福岡県
7位	新潟県
8位	佐賀県
9位	高知県
10位	愛媛県
11位	大分県
12位	福島県
13位	和歌山県
14位	香川県
15位	群馬県
16位	山口県
17位	宮城県
18位	富山県
19位	宮崎県
20位	山形県

(出典)
ふるさと回帰支援センター
プレスリリース
※センター窓口の来場者を対象
に実施したアンケート調査

1. 移住・定住を促進する必要性② (新たな産業基盤を担う人材の確保)

- 12市町村では、GDPがいまだ震災前の水準に達していない(特に、双葉郡では震災前の約5割)。加えて、震災前の主要産業だった「電気・ガス・水道・廃棄物事業」が大幅に縮小。
- 代わってGDPを下支えするのは、復興需要に牽引される建設業。このため、復興事業が終了すると経済活動が大きく落ち込む懸念。新たな産業基盤の構築を進めることに加え、これを支える人材の確保が必要。

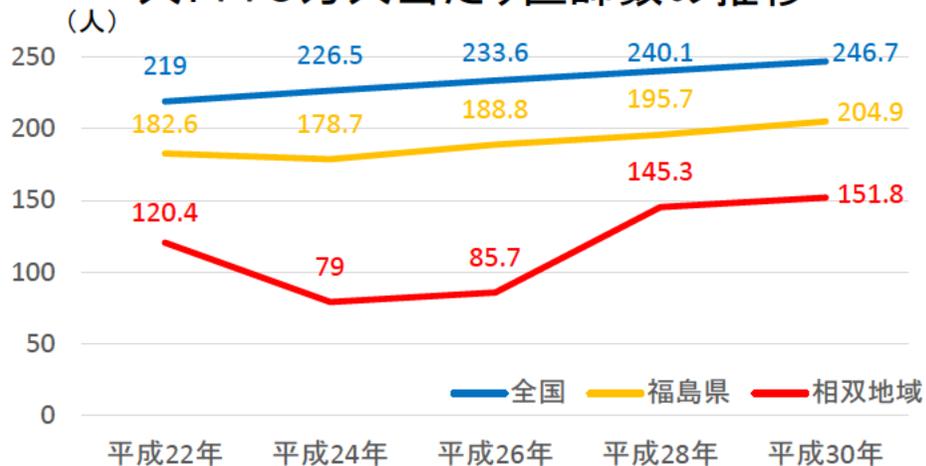


(出典) 平成28年度 福島県市町村民経済計算年報より抜粋・加工

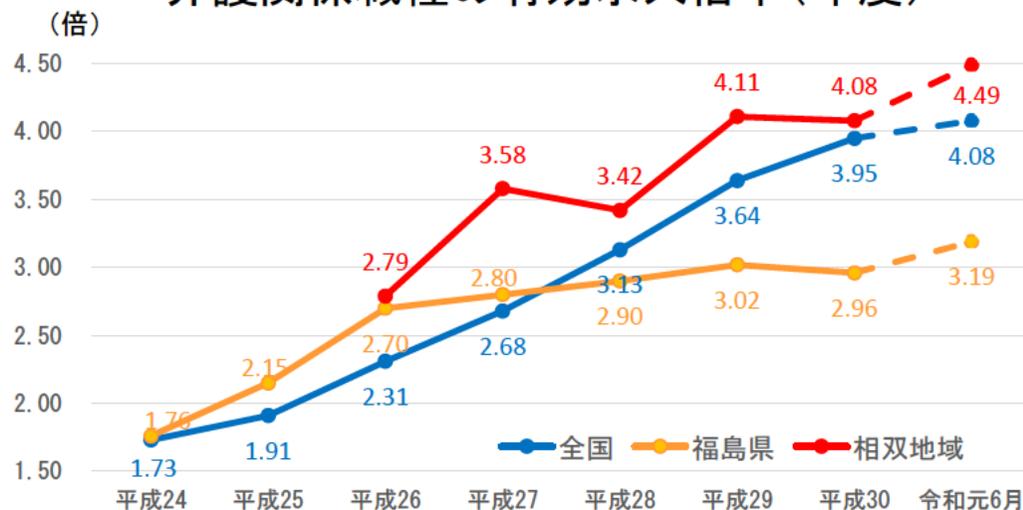
2. 移住・定住を促進する上での課題① (医療人材等の不足)

○ 帰還環境整備により施設整備は進捗。一方で、これらの施設で働く者(医療・介護・福祉・保育を担う者)の人材不足が深刻な状況。

人口10万人当たり医師数の推移



介護関係職種の有効求人倍率(年度)



医師数 (人)						
	H22	H24	H26	H28	H30	H22→H30
全国	280,431	288,850	296,845	304,759	311,963	31,532
福島県	3,705	3,506	3,653	3,720	3,819	114
相双地域	236	144	153	160	158	-78
10万人当たり医師数 (人)						
	H22	H24	H26	H28	H30	H22→H30
全国	219	227	234	240	247	28
福島県	183	179	189	196	205	22
相双地域	120.4	79.0	85.7	145.3	151.8	31.4

(出典: 「医師・歯科医師・薬剤師調査」厚生労働省、福島県HP)

* 福島県内、相双地域のハローワークにおいて受理した求人、求職について集計したもの
* パートタイムを含む常用に係る数字

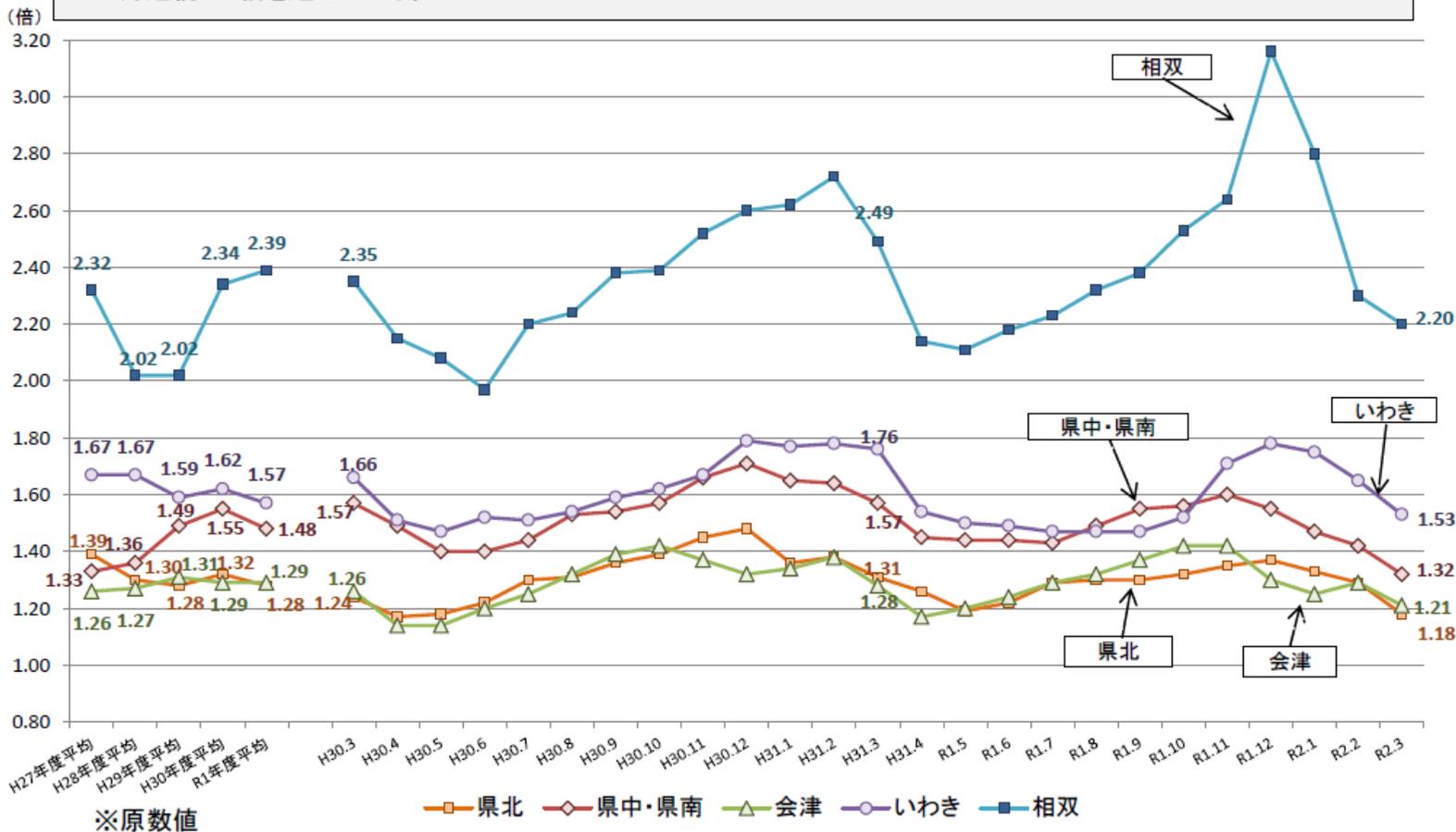
※福島県の二次医療圏別の人口10万人対医師数は、現住人口を基に算出したもの。

2. 移住・定住を促進する上での課題② (イノベ人材の不足)

- 相双地域の有効求人倍率は高止まり。事業展開や新規立地を検討する企業が現地における人材確保に苦戦。さらに、福島県では、高校生の約2割、大学生の約65%が県外に就職。
- 国際教育研究拠点を含め、福島イノベーション・コースト構想を支える人材を確保することが必要。

福島県内の地域別有効求人倍率の推移

◆地域別では相双地域が2.20倍、次いで、いわき地域が1.53倍と高い水準で推移しており、県内すべてのハローワークが45カ月連続で1倍を超えている。

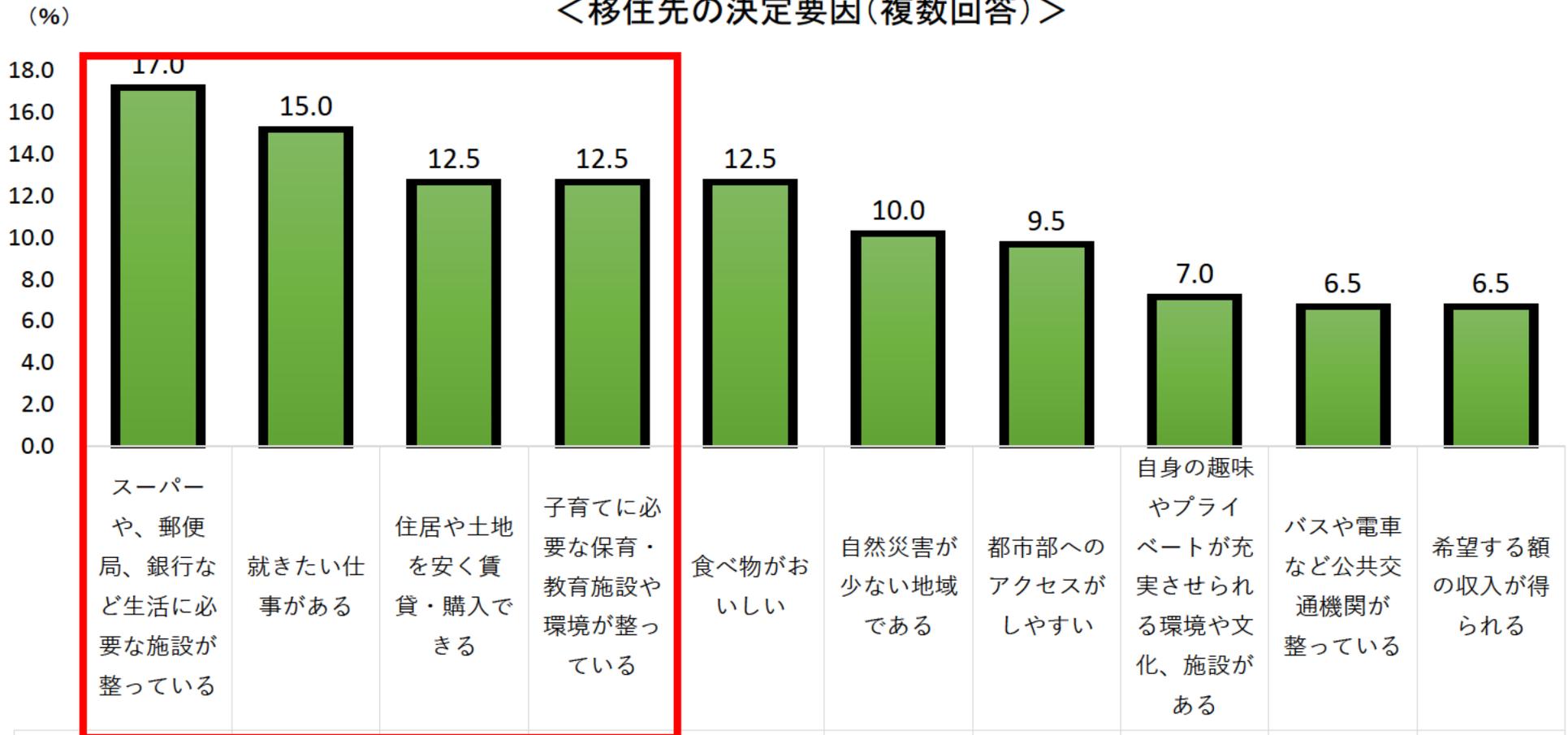


(出典)
福島労働局
「最近の雇用失業情勢について」
(令和2年3月分)

2. 移住・定住を促進する上での課題③（移住先の決定要因）

- 12市町村では、帰還者にとっての生活・就労環境の整備が進捗しつつある。
- 全国各地とも競争となる中、他地域に住む者からも選ばれる地域となるには、「生活環境整備」や「魅力ある働く場づくり」をはじめ、12市町村がその強みを生かした「地域の魅力」の強化・発信が必要。

＜移住先の決定要因(複数回答)＞



※第10位以降は割愛

(出典)三重県戦略企画部広聴報課「全国の地方移住経験者に対する意識調査」(令和2年3月)から引用・加工

2. 移住・定住を促進する上での課題④（移住者の支援ニーズ）

○移住を後押しできる支援としては、「移住に必要な経費を行政が補助する仕組み」、「やりがいのある仕事・待遇の良い仕事」を求める声が多い。

○次いで、「移住先の情報がネットで容易に入手できること」、「お試し移住ができること」と続く。

Q16 以下のような事柄は、あなたの移住についての検討を後押ししますか。それぞれお答えください。（単位：％）

引越し代などの移住に必要な経費を行政が補助する仕組みがあること	52.6	
やりがいなどの業務内容、給与などの待遇面で満足のある仕事があること	52.6	
移住先での仕事、住まい、生活環境、交通などの情報がインターネットなどで容易に入手できること	50.1	
本格的な移住に先立って「お試し」移住ができること	41.9	

※第5位以降は割愛

（出典）東京都在住者の今後の暮らしに関する意向調査（2018年10月調査）より抜粋・加工

3. 12市町村の強み

○復興を契機とした地域とのつながり

- ・地元出身者、家族・親戚・知人が12市町村にいる者に加え、復興を契機に様々な形で地域とのつながりを持った者が移住

○交通アクセスの利便性

- ・4車線化が進む常磐道、全線開通し特急運行も再開した常磐線など、首都圏や仙台からのアクセスが向上。
- ・アフターコロナで、多様な働き方や生活様式が浸透していく中、全国に先駆けて兼業者や副業者を呼び込む。

○企業誘致・国際教育研究拠点

- ・福島イノベ構想の下、整備された研究開発拠点や手厚い企業立地補助金を活用した企業誘致が進捗。さらに、国際教育研究拠点の整備による研究者等の滞在・居住が見込まれる。

●復興関連での移住の例

- ・復興支援員や震災ボランティア、地域おこし協力隊の経験者
- ・復興事業従事者
- ・誘致企業に就職した者
- ・復興支援のために起業を行う者等

●副業・兼業の例

- ・都市部に勤務しながら、ドローンやVR等の技術を駆使して、復興につながるまちづくりコンサルティングを行う者や、新規取引先の確保や新規業務開拓のためのマーケティングに関するアドバイスを行う者が、復興に貢献。

⇒コンサルタント人材等を正規雇用する余裕がない県内事業者と、スキルやノウハウを生かして地域に貢献したい都市人材のビジネス交流でウィン・ウインの関係に。

●企業立地件数

東日本大震災以降、浜通り地域等の立地件数は365件にのぼる。
(2020年4月末現在)

4. 改正福島特措法に基づく対応

福島復興再生特別措置法の一部改正

背景・必要性

- 帰還環境整備などが進む中、復興・創生期間後も、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速することが必要。

改正の概要

1. 避難指示・解除区域の復興・再生の推進

(1) 帰還促進に加え移住等を促進

帰還環境整備のための交付金の対象に新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加

(2) 営農再開の加速化

① 農地の利用集積の促進(担い手の呼び込み)

福島県が計画を作成・公示し、所有者不明農地も含めて一体的に権利設定できる仕組みを導入

② 6次産業化施設の整備の促進

農地に6次産業化施設を整備する場合、①の計画に記載することで、農地転用等の特例を適用

③ 市町村と農業委員会の同意により、農業委員会の事務を市町村が実施できる特例を創設

2. 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進

① 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例を規定

② (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備

③ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助

3. 風評被害への対応

① 風評対策に係る課税の特例を規定

② 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進

4. 計画制度の見直し

福島県知事が地域の実情を踏まえて福島復興再生計画(3系統に分かれる現行計画を統合)を作成し、国がこれを認定